

コンビニエンスストア等のフランチャイズオーナーの方

平成25年10月1日現在

個人オーナー				
経営店舗数	月次料金	所得税申告料	消費税申告料	年額合計
1店舗	12,500	25,000	15,000	190,000
2店舗	15,000	30,000	20,000	230,000
3店舗	17,500	40,000	30,000	280,000
4店舗	22,500	45,000	35,000	350,000
5店舗	25,000	50,000	40,000	390,000
6店舗	27,500	55,000	45,000	430,000
7店舗～	別途見積り			

法人オーナー				
経営店舗数	月次料金	法人税申告料	消費税申告料	年額合計
1店舗	15,000	35,000	15,000	230,000
2店舗	17,500	40,000	20,000	270,000
3店舗	20,000	50,000	30,000	320,000
4店舗	25,000	55,000	35,000	390,000
5店舗	30,000	60,000	40,000	460,000
6店舗	35,000	65,000	45,000	530,000
7店舗～	別途見積り			

※1 上記料金の適用は、コンビニエンスストア等のフランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ本部が会計帳票を別途作成している場合に限りです。

※2 フランチャイズ事業以外の収入がある場合は、別途お見積りとなります。

※3 上記料金に含まれる主なサービスは下記の通りです。

- 電話、メールなどによる税務相談
- 税務関連の届出書の作成・提出
- 複式簿記による記帳代行（弥生会計のソフトを使用）
- 年に2回の残高試算表の送付（期首から6ヶ月間分及び期首から9ヶ月間分）
- PDFファイルによる総勘定元帳の作成
- 「償却資産税申告書」の作成・提出
- 税理士による年に1回の訪問（申し訳ございませんが、訪問につきましては関東近辺の方に限らせていただきます。）

※4 上記料金に含まれない主なサービス（別途料金）は下記の通りです。

- 「年末調整」及び「給与支払報告書」の作成・提出 ⇒ 1人につき@2,000円
- 「法定調書合計表」の作成・提出 ⇒ 1店舗につき@5,000円
- 紙媒体による総勘定元帳の作成 ⇒ 1年（1期）につき@2,000円
- 税務調査の立会 ⇒ 1日につき@20,000円 + 実費交通費

※5 上記に記載されている料金には消費税は含まれておりません。別途消費税が加算されます。

※6 料金のお支払いにつきましては、当月分を当月28日に「自動口座振替（振込手数料は当事務所にて負担）」の方法でお願いしております。

※7 ご不明な点やご相談などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。